平成２２年（フ）第２８０５号
名古屋市東区代官町19番14号　代官コーポラス203号
債務者　松田　洋美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８３３号
名古屋市南区豊１丁目41番20号
債務者　池田　智子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９４０号
愛知県春日井市東野町９丁目13番地３
債務者　長谷川重子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５１号
愛知県津島市百町字古座58番地１
債務者　岡田　　純
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０３４号
名古屋市昭和区滝子通２丁目２番地　高辻公団住宅712号
債務者　具志　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１号
愛知県豊川市美園２丁目10番地１　伊奈住宅Ｎ棟104号
債務者　安部　剛夫
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６３号
京都府南丹市八木町北屋賀国府11・12番合地
債務者　平井　克昭
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第７４０号
大阪市大正区千島２丁目４番３―520号
債務者　山内　正信
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４５号
大阪府東大阪市新庄２丁目５番46号
債務者　池田　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６７４号
大阪市平野区長吉長原２丁目11番５号　リベロ長吉301号
債務者　眞鍋　卓也
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５３号
大阪市福島区海老江８丁目８番３号　サンピアザ２―201号、事業所所在地大阪市北区堂島１丁目４―23　北新地吉本ＢＬ６Ｆ
債務者　ひな膳こと　徳田　玲子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３９号
大阪府門真市岸和田３丁目39番４号
債務者　若田　光一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１６６号
大阪市東住吉区杭全８丁目６番32号
債務者　前川　和子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２９７号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―201号
債務者　山野　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３３２号
大阪府門真市垣内町13番14号
債務者　ブライトテックこと　坂本　忠志（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３８１号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅12―806号
債務者　新川　　猛
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３８７号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目16番３号
債務者　野山　晃弘
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部